

行政常任委員会

令和 6 年 7 月 8 日（月）

午前 10 時 00 分開 会

○仲委員長 おはようございます。会議に入る前に、議長から一言、よろしくお願いいたします。

○南議長 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、去る 6 月の 24 日に御逝去されました故内山左和子元議員に対しまして、皆様と共に謹んで哀悼の誠をささげたいと思いますし、御冥福をお祈りいたすとともに、御遺族の皆様方に心からお悔やみを申し上げます。

以上でございます。

○仲委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員、中里沙也加委員でございます。

それでは、まず、市長より御挨拶があります。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、委員の皆様にお礼と、それから報告を二、三させていただきたいと思いますので、ちょっとお時間を拝借させていただきます。

6 月 30 日に開催いたしました市制 70 周年の式典に、まずは御列席いただきましてありがとうございます。議長におかれましては、御挨拶を頂戴し、ありがとうございます。

おかげさまでスムーズな進行で無事終わることができました。そして、後の O s a k a S h i o n W i n d O r c h e s t r a（オオサカ・シオン・ウインド・オーケストラ）による記念演奏会、会場は満席でございまして、大変好評を博し、市民の皆様をはじめ、多くの皆様方から高い評価を得られました。

また、昨日、熊野古道世界遺産登録 20 周年の国際シンポジウムと題しまして、県主催で熊野古道センターで開催されました。後、本市では、スカイランタンの打ち上げ、そしてランタンマルシェを開催し、熊野古道センターには 2,000 人以上のお子様連れの家族をはじめ、多くの方々にぎわいました。

まずは市として上々の滑り出しをいたしまして、これから続く各種事業、あるいはイベントにさらに力を入れてまいりますので、委員の皆様におかれましては、何とぞ御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日は多目的スポーツフィールド整備事業についてを報告させていただきます。詳細につきましては担当課より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○仲委員長 ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入ります。

本日の議題は、生涯学習課における多目的スポーツフィールド整備事業についてでございます。

また、その他のほうで、商工観光課より三木里海水浴場についての報告がございます。

それでは、議題に入る前に、教育長より一言お願いいたします。

○田中教育長 おはようございます。教育委員会生涯学習課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、多目的スポーツフィールド整備事業について、担当課長より報告いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○仲委員長 ありがとうございます。

それでは、執行部より説明をお願いいたします。

○山生涯学習課長 生涯学習課です。よろしくお願いいたします。

それでは、多目的スポーツフィールド整備事業について御報告させていただきます。

まず、多目的スポーツフィールド整備事業における現在の進捗状況でございますが、令和5年度から実施しておりました野球場建設予定地となる箇所造成工事につきましては、本年4月15日に完了いたしました。

それでは、通知をさせていただきます。

資料1ページを御覧ください。

現在は、歩行者の公園出入口となる避難路（歩道橋）の部分の地質調査業務及び設計・積算業務を委託しており、予算額2,740万に対し、執行額2,414万5,000円となっております。

内訳といたしましては、国市浜公園に係る避難路（歩道橋）地質調査業務委託が契約金額806万3,000円、受注者、株式会社三重新成コンサルタントで、業

務概要はボーリング調査２本でございます。

国市浜公園に係る避難路（歩道橋）設計・積算業務委託が契約金額１，６０８万２，０００円、受注者、公益財団法人三重県建設技術センターで、業務概要は一般構造物（門型ラーメン）設計業務及び工費積算業務一式となっております。

また、野球場整備における今後のスケジュールでございますが、７月中旬に公告を行い、８月下旬に入札を実施する予定でございます。９月定例会において、契約の議案を追加議案という形で提出させていただきたいと考えております。

なお、公告前であるため、詳細な説明は控えさせていただきますが、今回の入札につきましては、特定建設工事共同事業体ＪＶによる一般競争入札を予定しており、また、企業要件として、経審点数や施工実績等を求める予定としております。

今回御説明させていただくプロムナードやナイター設備などにつきましては、来年度の工事発注を予定しており、改めて予算計上をさせていただきます。

工事の概要につきましては、建設課長から御説明をさせていただきます。

○塩津建設課長 それでは、続きまして、建設課から工事の概要について説明させていただきます。

資料の２ページを御覧ください。

これまでも行政常任委員会にて説明させていただきました多目的スポーツフィールド整備事業のうち、野球場の建設に伴う避難経路の整備について説明させていただきます。

資料の左側、黄色く色づけしている部分が、整備を予定しております避難用歩道橋でございます。その次のグレーの部分がアスファルト舗装部分となります。赤く色づけしている部分が連結型の平板ブロック舗装となり、園内のプロムナードの一部を野球場の完成に合わせて前倒しして整備するもので、これらが野球場からの避難動線となります。

資料３ページを御覧ください。

資料の上段は、避難動線に使用を予定しております連結型平板ブロック舗装の耐震性能試験でございます。震度６強相当の耐震性能実験でも、段差や破損が全くないことが見受けられます。

資料、下段の３枚の写真を御覧ください。この写真は、石川県能登町の能登町役場での施工事例で、３枚とも今年の能登半島地震発生後の写真でございます。中央の写真において赤丸で囲んだ箇所は、連結されていない平板ブロックを使用した部分で、段差や破損がかなり見受けられますが、連結型の平板ブロックを使用した部

分はほとんど平坦性が保たれており、通行に支障がない状態となっております。

今回の野球場を含む多目的スポーツフィールド整備事業における液状化対策につきましては、以前説明させていただきましたとおり、地下水位面から上に約５メートルの非液状化層を設けることで行っておりますが、さらに安全性を高めるため、プロムナードのうち、避難動線となる部分についてはこの連結型平板ブロックを施工いたします。

資料４ページを御覧ください。

液状化に関する参考資料でございます。

液状化のメカニズムにつきましては、以前説明させていただきましたが、この液状化という現象は非常にゆっくりと進行する現象であります。特に津波からの避難について考慮する場合に重要となるのは、揺れが収まってどの程度の時間で地表面に影響が現われるかということになります。地下水位面が地表面に近ければ近いほどその時間は短くなりますし、地下水位面から地表面までの間に十分な厚さがある場合は、地表面への影響がそもそもないか、あるとしても、かなり時間がたってからになると考えられます。

この地下水位面からの十分な厚さについては、宅地防災マニュアルでは５メートルとされております。今回の造成工事においてはこれを参考にし、ボーリング調査で計測した地下水位面から５メートルの厚さを確保するようにしております。

資料下段は東日本大震災時における液状化に関する状況写真でございます。御覧のとおり、液状化現象は地震の発生直後に被害を与えるものではなく、噴砂や噴水が時間をかけて進行し、その砂や水が抜けた後の空洞によって路面の陥没や段差が発生するという現象でございます。

次に、資料５ページを御覧ください。

今回の新野球場におけるスポーツ照明の設計概要でございます。照明の設置箇所数は、野球場全体で６か所としております。照明器具の取付け高さは１８．５メートルとし、合計で１００台を取り付ける設計であります。

資料右側下段が照明灯の姿図で、１か所につき２本の支柱を使用いたします。支柱の基礎となる鋼管の根入れは１６．０メートルで、地上での支柱の立ち上がりは２０．０メートルとなっております。

建設課からの説明は以上でございます。

○山中生涯学習課長 それでは、資料６ページを御覧ください。

ナイター照明等の財源につきましては、３月の行政常任委員会でお示しをさせて

いただいた４億１，９００万円を工事請負費とした額で御説明をさせていただきます。この場合、国庫補助金として、社会資本整備総合交付金が２分の１の２億９５０万円、地方債として、公共事業等債が充当率９０％の１億８，８５０万円、市の負担となる一般財源は２，１００万円となります。

以上でございます。

○後藤政策調整課調整監　　国市浜公園整備事業への寄附募集につきまして、政策調整課より報告いたします。

市民の皆様から御要望が多いナイター設備のみならず、国市浜公園整備事業全体への財源の確保の一つとしまして、市内外の企業、団体、個人の皆様から広く寄附を募ってまいりたいと考えております。

具体的には、既に本市ホームページにて寄附募集を周知しております企業版ふるさと納税に加え、一般寄附に関して、寄附の方法や税制優遇等の情報を記載し、周知を図ってまいります。

また、企業版ふるさと納税、一般寄附以外の方法としまして、インターネット経由にて寄附を募るガバメントクラウドファンディングの導入も現在検討しております。

説明は以上です。

○仲委員長　　他はないですね。説明は以上のとおりでございます。

ただいまの説明に対し、御質疑のある方は御発言を願います。

○中村委員　　何点か質問したいと思うんですけれども、まず、この図面の２の中で、避難路の、これ、前に一応簡易的な図面が出てきたと思うんですけれども、そのときに何点か質問させていただいたことについて回答いただいていないような気がするんですけれども、ハイウォーター、一番高い水面と橋の下端の高さの空がないんじゃないですかという質問をさせていただいたことに対する回答ってありましたっけ。

○塩津建設課長　　すみません、資料のほうは提供させていただいていませんが、今回説明させていただきます。

まず、橋のハイウォーターレベルからの橋桁の余裕高につきましては、河川管理施工等構造令の施行規則の第３６条の消火栓の特例を適用しております。通常ですと６０センチ必要なところでございますが、この消火栓の特例を適用することで３０センチというふうに設定しております。今回の避難用の歩道橋についても、ハイウォーターレベルからこの３０センチという余裕高を確保して施工することとさせ

ていただいております。

以上です。

○中村委員 何回も言いますが、ここは津波浸水域なんです。津波浸水域にもかかわらず、そのハイウォーターから60センチ確保せなあかんというのを30センチでええというふうに、法的にはこれでいいからという問題ではないんですよ。法的によければ何でもいいわけじゃなくて、ここは、もうこれも何回も言いますが、津波は河川に一番先に上がってくるんです。河川が津波の被害が一番先に駆け上がってくる場所にもかかわらず、ハイウォーターから60センチと決められているのを、わざわざ36条の特例を使って30センチやからええという、その安全に関する考え方というのがまずなっていませんよね。だから、そこに関して、36条でいいからいいんじゃないんです。これは防災で、避難道なんです。避難道に関して特例を持っていくということ自体がもう考えられないですよ。これをどスルーして、いいですよという議会やったら、議会、要らないと思うんですよ。これ、ちゃんともう一回、この安全性について、防災上これがどういう位置づけになるのかをちゃんと文章で出していきたいと思います。口頭での返事じゃなくて、文章で出してください。

○塩津建設課長 そのようにさせていただきたいと思います。

○仲委員長 よろしいですか。

○中村委員 それから、これ、ページ2の図面を見る限り、最初におっしゃっていたような北の入り口からの通路がなくて、この仮設の橋が車の進入路として書かれているんですけども、この根拠は何ですか。

○塩津建設課長 今回の避難の動線の整備につきましては、令和7年度の野球場の完成に合わせて、野球場からの避難を主眼とするものでございます。進入路につきましては、以前お示しさせていただいたとおり、北口からのほうで変更はございません。

以上です。

○中村委員 北口からの進入路はどこですか。

○塩津建設課長 今回のこのページ、資料の2ページにつきましては、野球場からの避難動線という形でお示しさせていただいていますので、北口からの進入路につきましては、以前委員会にてお示しさせていただいた資料のとおりとなります。

以上です。

○中村委員 それっておかしいですよ。これ、図面、駐車場の形も変わってい

ますよね。それにもかかわらず、それが図面上に載っていない図面が今回出されるということ自体がもう既におかしいんですよ。早急に図面を書き直して、元の北口からの動線が入った図面を提出してください。これも委員会として提出をお願いします。

○仲委員長　　ちょっと待って。今回については、この図面は舗装というよりも、園路の関係の部分で示したものであって、避難路については再度それなりの報告があると思っているんですけど、そこら辺も含めて発言してください。

○塩津建設課長　　今回のお示しさせていただいた図面につきましては、野球場の完成に伴い、野球場からの避難をスムーズにさせる避難路整備という形でお示しさせていただいておりますので、全体的な避難につきましては、また図面のほうを示させていただきたいと考えております。

○中村委員　　このときに全員、歩いて来られるんですか。野球場を使うときに車で来られる方はおられないという想定でこの図面を出されたんですか。車で来られるときは、車での進入路が、仮設道での進入はあり得ないんですよ。これ、野球場として機能させるには、仮設の橋でなく、ちゃんとした橋が要るんですよ。それに、今回は歩道やから歩道だけの図面じゃないんです。図面を出されるときには、ちゃんと車両についての進入計画、搬出計画、その他全てが整って図面なんですよ。1個ずつが、これはこの図面です、これはこの図面ですなんていうのはあり得ないんですよ。その図面に対する考え方がそもそも間違っています。防災、安全についての考え方も間違っています。ですから、それをちゃんと書いた図面の提出を委員会として求めてください。

○仲委員長　　今、中村委員から車両での進入路とかいろいろ含まれておりましたので、そこらも含めてですね、避難路の在り方、方向性があると思うんですけど、それを含めて発言を。

○塩津建設課長　　まず、今回、この野球場の完成に伴う避難ルートの整備につきましては、この予算につきまして令和7年度に施行したいということで今回こういう形でお示しさせていただいたところでございます。全体的な避難の計画につきましては、また今後、工事を進めていく中で予算化のときに説明させていただきたいと考えております。

以上です。

○仲委員長　　中村委員、どうですか。

○中村委員　　そういうふうに1個ずつ出してくると、予算というのはどんどん膨

らんでいくんですよ。ですから、最初に全体像を示すべきなんです。これ、何回でも変わっていますが、ちゃんと反映された図面をそのたびに出してくるべきです。これは今回はこれやからこれだけなんていう図面というのは、実際には存在しないんですよ。ですから、設計を発注されている業者にちゃんと指示をしていただきたいと思います。そして、まともな図面を出してくるように指示してください。それは執行部としての義務です。

○仲委員長 避難路については、今まで全体的なまとめというのが出ていない状況の中で、多分そういう意見が出ると思うんですけど、今後、個々の部分と全体的な避難の経路、車両も含めて、それが出されるということによろしいですか。そこら、はっきりと。

○塩津建設課長 今後、そういう形で出させていただきたいと考えております。

○中村委員 それともう一点、前に説明いただいていたら、もう一回ちょっと説明いただきたいんですけども、これ、当初のキッズパークが全然図面からなくなっているんですけども、そのなくなった経緯について、もう一度ちゃんと説明していただけますか。

○仲委員長 市長、どうですか、そこら辺。

○加藤市長 まず、トータルとしまして、国市浜公園の9万9,000平米をどうやって整備するかというような話ですよ。どうしてもやっぱりいろんな都合があって、令和7年度中に硬式野球場を完成させて、令和8年4月から稼働すると、こういう縛りがあるわけなんですね。野球場に来ていただく方のためのやはり避難路というのはきちんとしなきゃならないと。

一方、令和10年ぐらいまで、9年か10年かちょっとあれなんですけど、この先については、全体の芝生広場とか遊歩道とか、要するに全体の避難路の隣にあるプロムナードとか、こういったものを大体令和9年か10年ぐらいかな、これに完成させようということを報告させていただいていると思います。当然、委員御心配の、津波が起きたときに、そこにお越しになった方々が一刻も早く逃げられるようなきちんとしたハード・ソフト面の整備をしましょうということは基本です。そのつもりでやっております。

だから、全体的な構想図面といいますか、それについては、今、既に報告はこういう形で国市浜公園を整備しますよということについては委員会で説明させていただいたと思います。あと、細かな話になればいろいろございまして、本当に、さっき建設課長申し上げましたように、令和7年度中にこの国市浜公園の中の硬式野球

場を完成させるための、今回いろんな費用についての業務委託についての説明をさせていただいていると。でも、私はもう全体の構想というのは、委員も頭の中に入っていると思いますけどね。今日はもうこういう形で国市浜公園を整備しますよと。

それで、キッズパークにつきましては、今のところは検討中でございます。今の当初予定しておりましたときに、要するに、高圧の高圧電線が走っているから、あそここのところは避けようとか、じゃ、取りあえず一応そこは避けましょうと。じゃ、今後どうするのかということについては今検討中です。これはトータルとしての国市浜公園の、要するにレイアウトということを今後考えていきたいと、このように思っております。これは追加の話、変更の話でございます。

○中村委員　当初、ここを都市公園にするときに、キッズパークがすごく重要視されていて、キッズパーク、鳴り物入りで計画されていましてよね。高圧線のことを言ったのは、きっと指摘したのは私やと思うんですけども、それを配慮して、違う場所であろうが何やろうが、ここにキッズパークを造ることを前提に都市公園というのが当初設計されていたと思うんですよ。それが、何回も言いますけれども、図面が変わるたびにあったりなかったりするというのはおかしいんですよ。だから、ちゃんと図面を出してくるときに、当初計画されていたんやったら計画されていたとおり図面に上げるべきですし、後で変更じゃないんですよ。これ、当初計画です。当初計画でキッズパークが入っていました。ですから、これを変更と言われたら、これまた困るんですよ。それやったら市民の方に、この中電跡地にキッズパークはありません、できませんというのをはっきりお知らせすべきですし、市民の方がそれを造ってくれということで、これを、市長はすごくここに子供らが集まる場所として総合的な都市公園を造るとおっしゃっているんやから、そこの部分は外せないはずなんですよ。

ですから、今から考えるじゃなくて、これ、照明は後で考えるはずやったのが、今ここで5億が出てきていて、キッズパークが最初にあったのに、今後考えてなくなっていくというのは、市民としては絶対にこれはおかしいと思われると思うんですよ。そこについてのちゃんとした説明と、図面にちゃんと上げたものを出していただきますように、委員会としてこれもちょうんと指摘していただきたいと思います。

○仲委員長　ちょっと待ってください。中村委員から今、キッズパークの件について特段の意見が出ましたが、当初ありましたよね。ただ、委員会等で、送電線が上にあるというようなこともありまして、市長の今の発言では、キッズパークは検討中やと。キッズパークはなくすというような意見ではないですね。そこら、は

っきり。

○加藤市長 キッズパークをなくすという発言は、私は一切いたしておりません。

ただ、今の当初考えておった場所については、高圧電線のあれもいろいろありましたので、それはここではできないねというようなことで、それじゃ、別途検討しなきゃならないなというような、今そういう方向で進んでおります。ですから、キッズパークがなくなるということを言明されておりますけど、一切ございません、それは。

○仲委員長 中村委員、よろしいですか。

○中村委員 それなら、次回出していただく図面にちゃんとそれを反映してください。それも委員会として求めてください。

○仲委員長 他に質疑ございませんか。

○西川委員 そう言えば、高圧電線のとくに、電磁波の影響があるのかどうかとか、ちょっと話題になりましたよね。ということは……。

(「ないって言っていました」と呼ぶ者あり)

○西川委員 ないって言っていました。ないって言っていて、それでまた場所を変えろというのは、以前中村委員が言っておった電磁波の影響を認めたということなのかなと思うし。

これ、2ページの平板ブロック舗装の下地、これ、ちょっと字が小さくて分かんないやけど、RC40となっておるんですけど、これ、コンクリートじゃないんですか、RCでいくんですか。

○塩津建設課長 平板ブロックの下部の砕石につきましては、RCでございます。

○西川委員 それと、資料3ページの下の方の三つの写真の真ん中のやつなんですけど、これ、能登町と書いていますけど、僕、輪島で見たらこんなものじゃなかったですよ。めちゃくちゃでしたよ。それで、結局行ってないんでしょう、皆さん、視察には。僕、見たのはこんなじゃなかった、それで、輪島の市役所も、川からもうかなり高さが、高低差があって、それでも液状化で凸凹になっておったのを、30センチのあれで大丈夫なのかなと思うんですけどね、ハイウォーターレベルから。輪島はかなり高さがあって、あそこはほとんど高さが無い、水位がない。これ、大丈夫なんですかね。これ、ちょうどええような写真だけを並べておるんじゃないんですか。もっとひどい現場は幾らでもありますよ。

○塩津建設課長 この写真につきましては、メーカーのほうからの提供になりますが、実際、能登町の役場の前面にこの連結型の平板ブロックで舗装しております。

連結型でない通常の平板ブロックであれば、この写真のように、中央の赤丸のように、やはりどうしても揺れなり液状化の影響は受けてしまう。ブロック同士が連携されていないからこういう形になりますので、連結型の平板ブロックに関しては、地震後もある程度の平たん性は保たれているというのが分かる写真として今回示させていただきました。

○西川委員　能登町の施工箇所の写真と輪島の市役所、どちらが新しいか分かりますか、これ。かなり新しい庁舎でしたよ。分かるんだったら教えてください。

○塩津建設課長　輪島の市役所のほうにこの連結型の平板ブロックが使われているかどうかは、今こちらのほうではつかんでおりません。一応、メーカーに確認しましたところ、能登町の役場の前で使用した実績があるということでございます。

○仲委員長　よろしいですか。

○中村委員　これもちょっと委員会からの資料提出をお願いしたいんですけども、この能登町の施工写真の原本の日付付きのデータを提出してください。これ、何回も実は震度6って、1月1日以前にも地震が起きているんですよ。ですから、前回の地震のときと今回のときは全く違うので、これの日付が必ず1月1日であることの、これ、きっと撮っているデータの写真に日付が入っているんですけども、それごとのデータを出すようにメーカーに言っていただけますか。

○仲委員長　建設課長、これ、メーカーからの提供写真と言われたけど、そういう日付の入った原本の写真でできますか。

○塩津建設課長　メーカーのほうに写真データを確認していきたいと考えています。

○仲委員長　よろしいですか。中村委員。

他に。

○小川委員　ナイター設備のことについてちょっとお伺いいたします。

市内外に寄附を募るということなんですけど、先ほどガバメントクラウドファンディング、これ、検討中ということだったんですけど、今のところでは、これは使われる予定なのでしょうか。

○三鬼政策調整課長　御説明申し上げます。

小川委員、以前からガバメントクラウドファンディングにつきましては、漁業であるとかいろんなところに特色ある事業で活用してはどうかという御提案をいただいています。

今回、後藤調整監が申し上げました検討中のガバメントクラウドファンディング

につきましては、制度上、いわゆるふるさと納税等を運用している会社のサイトを利用しまして、９０日間の期間で集める期間が定められております。９０日間というと、３か月の中で目標額を達成しようと思うと、ある程度訴求力のある、いわゆる事業をするので寄附をしてくださいというところではなかなかお金が集まらないような現状になっております。

ですので、こういうことのために、こういうことを事業するのでという、やっぱりつくり込みが非常に大切だということもあって、今それらをそのサイトの運営の会社とともに、今検討している最中ですので、どのような形でガバメントクラウドファンディングを行うことが効果的で、いわゆる効力を発揮するのかを少しお時間をいただいて今検討しているという状況でございます。

○小川委員　　ガバメントクラウドファンディングというのはふるさと納税の一種ですよね。入り口が違うだけで、品物から入るか、事業から入るかの違いだけで。先ほどの期間が設けられるというのは、単なるクラウドファンディングじゃないんですか。ガバメントクラウドファンディングというのは、これも期間、あるんでしょうか。私の認識が間違っているんですかね。

○三鬼政策調整課長　　後藤調整監も再度今、検討しています。９０日間、やはりございまして、９０日間の中で達成するという、一定のルールがあるという御理解でよろしく願いいたします。

○仲委員長　　他にございませんか。

○中村委員　　照明の１００台、これはメタルハライドランプ、これってＬＥＤではないですよね。これって電気代、幾らかかるんですか。

○塩津建設課長　　一応、今、メタルハライドランプという、こういう形ということで参考にご示させていただいていますが、実際はＬＥＤの投光器のほうを使用してみたいと考えております。

○仲委員長　　ＬＥＤということやな。

他に。

○西川委員　　ちょっと、これ、要らん考えか分からんけど、以前、尾鷲は漁業の町ですよね。どこかのナイター設備の明かりで漁業に影響が出たということを聞いたことがあるんですよ。夜、光を集めて、それで魚を取るというまき網船か何かだったのが、それがナイターの明かりで魚が集まらないという問題、かなり昔だったと思うんですけど、これは漁業関係者の方には了解は取っていますか、海が近いところの照明で。

○下村副市長　　中部電力三田火力発電所の時も、24時間というのか、夜中も結構な明かりが出ておったと思いますし、今の野球場、運動場のところもナイターでずっと使用しておりました関係で、その辺で漁業関係の方から苦情をいただいたというのは聞いておりません。

○西川委員　　いや、僕、漁業関係の仕事もやっておったもので、そのときに、市には直接来ていないかも知れませんよ。その当時、かなり昔ですから。せやけど、ライトで魚を集めてそれを取るときに、今度はもうストレートに海ですよ。前は建物がありましたけど。建屋がありましたけど。それで、間接じゃなく、直接照明ですよ。それで、イカを釣るとき、電気たきますよね、アカイカでも何でも。そんなのには影響は出ないのかなと懸念を申し述べただけです。

○下村副市長　　確かに今言われた、明かりで魚を呼び込む漁というのがあるとは思いますが、湾内ですし、その辺はちょっと漁業関係者の方ともお話しさせていただいたほうがいいかなということで、ちょっと協議させていただきます。

○仲委員長　　よろしいですか。

他に。

○中村委員　　このポールの長さなんですけれども、5メートル埋め立てたとしても、これ、11メートル、水位の下になるんですけれども、これ、液状化での浮き上がりとかという計算はどのようになされていますか。

○塩津建設課長　　一応この16メートルの根入れは支持地盤まで到達するように、硬岩の基礎を設置するようになっておりますので、液状化の影響はないと考えております。

○中村委員　　この図面では、下の岩盤までの定着というのは、どのようにしてこれ、定着させているのか図面でないんですけど、どのように定着させますか。

○塩津建設課長　　一応この深さに支持地盤があるという形で、こういった形で姿図を出させていただいています。また、地表に近い部分に根巻きのコンクリートで基礎を設置するような形になっておりますので、これで液状化と地震の揺れに対する対策はできていると考えておりますので、図面等、もし必要であれば、また今後提供させていただきたいと考えております。

○仲委員長　　中村委員、よろしいですか。

○中村委員　　これ、ボーリング調査って、そんなにたくさんしていませんよね。もし支持地盤が出なかったらどうされますか。

○塩津建設課長　　一応ボーリング調査は、この公園部分につきましては6か所行

っておりますので、それでデータの的には十分問題ないと考えております。

○仲委員長　　よろしいですか。

ほかにございませんか。

○南委員　　多目的スポーツフィールドの概略の今の進捗状況は説明をしていただいたんですけれども、若干、僕は基本的なことを、予算関係なんですけれども、中村委員さんの前回の一般質問でも御指摘がありましたけれども、今回、野球場だけでも、予算と債務負担行為を合わせて12億6,000万ほどの予算が、ナイターを省いて必要とされておるんですけれども、特に5市町の、僕は負担金の問題が今どのような進捗状況なのかなというようなことがちょっと疑問に感じていますので、例えば野球場の解体費用ですか、九千何百万何がしかも、それも負担がありましたけれども、この全体像の中で5市町の負担割合の今の話合いの状況というのはどこまで進んでいるのか、それだけちょっとお示しをいただきたいと思います。

○加藤市長　　あくまでも現野球場、市営野球場を中部電力跡地に野球場を移すということですから、代替地をあれする場合には、5市町の負担というものについては当然のことです。それをもちまして、まずやっぱり代替地をあれするとか、右から左に移すという、基本なんですね。あとは今回ナイターをあれしたり、野球場を天然芝から人工芝にしたりという、いろんなやっぱり附帯要素、今まで現野球場と新しくできる野球場の相違というのがございますので、これは当然、当初申し上げていますように、これは尾鷲市で負担しなきゃならないと。

トータルで、金額的にはちょっとあれしたんですけれども、周りのそういう避難路等々も含めまして、5市町で最大額、たしか8億何千万、一応持ちましょうと。そういった中で、先ほども生涯学習課長、社会資本整備の交付金等がございまして、これを極力取りに行きましょうと。これの限度額が50%なんですよね。そういうことも含めまして、その残りの分について、要するに尾鷲市がプラスアルファでした分を除いて5市町で持とうというようなことで、当初あれしました。

その後、やはり物価高、あるいは円安等々で物価高が非常に大きくなりました。それが二十数%、要するに当初の計画費より上がっているんで、それは一応5市町として負担しなければならないねというお話をいただいております。これは昨年の何月やったかな。昨年か今年、昨年度のうちに一応5市町の首長会議がありまして、その分は負担はしなきゃならないねということで、今現状、細かい費用についての打合せ等もやり取りをやっておりまして、基本的な方向というのはそういう話でございまして。だから、限度額8億6,000万の社会資本整備の50%をマイナスし

て、その分の負担なんですけれども、要するに、物価高に対する材料費の値上げということについて、これはその分は5市町で負担しましょうというような話になっています。

ただ、何度も申し上げますけれども、尾鷲市が要するに、現状の野球場と新たな野球場の変更分について、これについては尾鷲市単独の負担であると、これは当初申し上げているとおりでございます。こういう状況になっております。

○南委員　今の市長からの8億6,000万の当初の限度額から、当然、社会資本整備50%を差し引いた分を5市町で振ってもらおうということで、物価変動のあれについても当然勘案してくれるということなんですけれども、5市町に負担をしていただけるということです。今回、できる限りやっぱり5市町と情報を共有しながら、多目的フィールド事業については進めていただくことを強く要望いたします。

○仲委員長　よろしいですか。

○加藤市長　これについては、当然細かい打合せもしながら、要するに、5市町の首長の集まる運営会議というのを大体2か月、3か月に1回ずつやっております。それはきちんとした報告を各首長のほうに私のほうからさせていただきます。

○三鬼政策調整課長　先ほど申し上げましたように、協定書に8億5,000万円で協定を結んでおりまして、あと、私ども事務局といたしましても、東紀州環境施設組合の管理者等も含めて、事務方でも各市町の担当課長も踏まえて定期的に話合いを持っておりますので、今申し上げました協定に基づくもの、あと物価上昇に基づくもの、それと、あと一つ、現野球場にないものとして、いわゆる防球ネットとか、安全対策も含めて一部お認めいただいているものもございますので、そういうところは一つ一つ詰めながらきちとした合意を目指して、今定期的に話をしておりますので、それも合意が固まってまいりましたら随時報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○仲委員長　他にございませんか。

○中村委員　LEDになったとしても、この電気代って1回幾らか、教えてください。

○仲委員長　電気代、分かりますか、建設課長。およそ。

○塩津建設課長　ちょっと今、電気代、幾らかかるかについては、こちらのほうでは試算しておりませんので、また生涯学習課と協議しまして示させていただきます。

○仲委員長 次の機会に。

ほかにはないですか。

○濱中副委員長 これ、野球で使う場合の照明費用というのは、受益者負担の部分はなないんですか。どうですか、考え方として。

○山中生涯学習課長 そこも含めて、幾らに設定をするべきか。あまりにも高額にすぎると、どうしてもやっぱり少年野球の子供さんらが使いにくくなるということもございます。全くの無料というところもどうなのかということも含めて、現在、ほかの近隣の野球場、あるいは県内の野球場等からも情報をいただきながら、幾らが一番利用頻度が高くなるのかという点も含めて検討しておるところでございます。

○仲委員長 よろしいですか。

ほかにはないですか。

せっかくですので、ちょっと私のほうから質問させてもらいます。

先ほど後藤調整監が初めての説明をしていただいたんですけど、一般寄附について、財源の一つとして広く募集したいということでございますが、募集の方法としてはホームページ等の説明はありましたけど、例えば、一般寄附と言いながらも、企業の一般寄附も民間の方もあろうかと思いますが、そこら辺の募集の手法というのは何か考えていますか。

○後藤政策調整課調整監 御質問ありがとうございます。

今現状はホームページで掲載していただいております、今年度4月には別当薫様からの寄附も頂いたりということで、ホームページで企業、団体、個人のみならず、そこを御覧いただいて寄附を頂いている状況ですので、引き続きホームページで掲載をしていく。それ以外に何か広報、SNSとかというところがあれば、そういったところも含めて検討してまいりたいと思っております。具体的にはちょっとまた検討して御報告させていただきます。

○仲委員長 例えば、今までの関連企業とか、いろいろ尾鷲市に関連しておる方に寄附のお願いとか、そういう通知文を出す予定はございませんか。

○加藤市長 当然、いろんなところに当たりながら、そういう可能性があれば、要するに依頼状なりは出したいと思っております。

○仲委員長 分かりました。

ほかにはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 他に質疑がないようですので、生涯学習課の議題は終了いたします。

次は商工観光課ですけど、１０分休憩いたします。

(休憩 午前１０時４９分)

(再開 午前１０時５９分)

○仲委員長 それでは、常任委員会を再開いたします。

まず、商工観光課より報告をお願いいたします。

○濱田商工観光課長 おはようございます。商工観光課です。よろしくお願いいたします。

本日は、三木里海水浴場の開設中止について報告させていただきます。

行政常任委員会資料１ページを御覧ください。

通知します。

まずは、過去からの状況や県内の水浴場の状況について説明させていただいた後に、三木里海岸の現状と課題について、そして、解決に向けた今後の対応について商工観光課として報告させていただきます。

まず、１の過去の開設状況につきましては、三重県水浴場指導要領に基づき、昭和６２年度に三木里地区会から水浴場の開設の報告がなされ、地区会が三木里海水浴場の管理運営を行っていましたが、令和３年度には、同じく地区から県に対し水浴場の廃止の報告がなされ、同年は三木里海水浴場は開設されておられません。令和４年度以降は毎年度、市から県に対し開設の報告を行っております。市として、三木里海水浴場の管理運営を行っております。

２の直近の利用者の推移につきましては、御覧のとおりとなっておりますが、三木里海水浴場の開設期間の入込客数というよりは、それも含めた三木里海岸の利用者推移となっているものと思われます。

３は、令和５年度の県内の水浴場の開設状況であります。鈴鹿市の千代崎と鼓ヶ浦は海水浴場の開設はされておられません。地元協会の高齢化や、尾鷲市と同様の外国人の騒音、マナー違反などが理由と伺っております。

ただ、千代崎・鼓ヶ浦海水浴場ともに、本年度も開設はしないとのことですが、海岸に遊びに来られた方向けに、６月１日から９月１日までの土曜、日曜、祝日と７月２２日から８月１６日までは毎日、案内所及び駐車場の開放をしているとのこととであります。

その他の水浴場では、市が開設者となっている場所は、伊勢市の二見浦と鳥羽市の安楽島の２か所となっております。

で、我々といたしましては、啓発活動等はもちろんのこと、主に次の３点の対応が可能であると考えております。

一つ目は、三木里海岸において、三重県海水浴場指導要領に基づき、水浴場の開設を県に報告することで、その期間については、市が水浴場の開設者であれば市に管理責任が及ぶことから、他市町の条例を参考に、その海水浴場の開設期間に限定した火気使用、プレジャーボートなどの火気使用の禁止を含む使用制限条例の制定を考えております。

二つ目は、他市町の海水浴場では一定の駐車場の料金を徴収していることから、マナー違反に対する一定の抑制を図るため、本市においても、駐車スペースでの料金を徴収するための駐車場条例の制定が可能であると考えております。

三つ目は、海浜、砂浜の管理が県管理であることから、県条例への火気使用の制限を追加していただくための要望活動であると考えております。

商工観光課といたしましては、三木里海水浴場の開設を待ち望んでいただきました皆様には大変申し訳ないと思うところであります。また、地区の皆様においては、課題を解決させたいと、一步でも二歩でも前進させたいという思いは、商工観光課、我々としても同じでありますので、管理者である県や関係課との連携を図りながら、引き続き課題解決に向けて取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

報告は以上となります。

○仲委員長 商工観光課の報告は以上でございます。

御質問はありますか。

○中村委員 これ、きっと商工観光課の問題ではもうないと思うんですよ。一番最初に問題になったときにはね、確かに夏の問題やったんですけども、去年やったかな、冬の１月に火を浜でたいたのが松の木に燃え移って、風が吹いていたら、三木里が丸焦げになるところやったんです。たまたまそのときにキャンパー、全然知らん人たちがバケツリレーで火を消してくれて、私たちが知ったときには、木が丸焦げになった状態を見たんですけども、本当にあれがもし人がおれへんかって風が吹いていたら、三木里、本当に大火事になっていました。

そのときに、１年を通じて火気の使用を禁止してくださいとお願いしたんですよ。でも、そのときに、浜は自由使用。自由に使える権利と、してはいけないことについて罰則を設けるといのは何もバッティングしないと思うんですよ。自由に入れるけれども、何をしてもいいわけじゃないんですよ。私たちは三木里に住んでいて、

市民の生命、財産を守るのが尾鷲市やったとしたら、最低限の命と財産を守ってください。

それが罰則規定をつくってもらって、1年間、夏やろうが冬やろうが、浜では火をたかないでください。それがどんなに危険な行為で、自然って、来てもらったら分かるんですけども、三木里の海岸も、もう雑草だらけです。何で雑草が増えるかといったら、バーベキューした後のたれが落ちると、砂浜が栄養が過多になって、そこに雑草の種が飛んできたらもう雑草が生えてしまうんですよ。ですから、今でも少ない砂浜がどんどんその雑草に押されてきています。

今さっきも写真でお見せしたと思うんですけども、三木里の海岸、悲惨な状態です。これは商工観光課の問題ではありません。尾鷲市全体の問題であり、この条例をつくっていただくのは一つの課の問題ではないんですよ。政策調整課がこれに関わるべきですし、全体で年間を通じて浜での火気の禁止、そして罰則は必ず設けてください。地域との折り合いがつかないじゃないんです。地域が強く要望していることを実現するのが執行部の仕事やと思うんですけど、いかがでしょうか。

○加藤市長　おっしゃるとおり、三木里地区の住民の方々の安全安心を守ると、快適な生活。どれぐらいのそういう草が燃えて云々、風が吹いたら云々ということについては、正直言って、何て言ったらいいのかな、本当にそうだったのかということとはちょっと私自身ははっきりと認識はしていないんですけども、要はこれについては、まず三木里の海岸は県の管理であるということで、我々は県に対していろんな要望をしたり、いろんな意見を申し上げているわけなんですけれども、基本的には、要するに県の持ち物だから県がきちんと管理したらええんやというような基本的な考え方はあるわけなんですね。

でも、やっぱりこれを海水浴場としてあれするためには、期間を設定しながら、昨年まで、先ほど商工観光課長が申し上げたような形で令和2年まではやっていて、3年は開設して、4年については、一応こういう期間の中でやってたと。こういう形の中でやっているんですけども、要はこれについてはやっぱり住民の皆さんとの歩み寄りということと、それで大きな話は歩み寄りと、それから、もう一つは県との交渉と、この要するに三角関係というんですかね、これをきちんとやっていかなきゃならない。当然そうだと思います。

今、主なやつは商工観光課がやって政策調整課もきちんと考えております。だから、要するに全市的にやっていかなきゃならないというのは私は思っております。今回、その中心になるのが商工観光課であるから、商工観光課が事務局として、要

するに地元の方々にもお話を聞きながら全体的にまとめろという指示はしています。

そんな状況で進んでおりますんですけども、正直言って、これを全部、市の意向でもって住民の皆様が御納得いただけるかどうか、いろんな縛りはあります。それについて県についても何度もやっておりますけれども、先ほど商工観光課長が申し上げました課題と今後の対応については、1から3の形の中で我々としては進めていきたいと、そう考えております。

○中村委員 前から何回も言っているんですけども、これは漁港じゃなくて港湾なんですよ。ですから、港湾法で、ここ、包括管理で出せるんですよ。それを市は県と調整をされたことがありますか、お尋ねします。

○濱田商工観光課長 前回、三木里地区会さん、県も来ていただいた中で打合せはやらせていただいた中で、話は聞いたんですけど、それ以上、もし包括管理で打合せをしたということは、私は申し訳ないですけど、存じておりません。この前の三木里地区会と、県とか市の関係部局が集まった会議の中で、その話が中村委員さんのほうから県のほうに指摘をされたということは私も把握しております。

○中村委員 どうしてその話が進まないんですか。副市長、お答えいただきたいと思います。

○下村副市長 県さんから包括管理をとということですか。

○中村委員 県からじゃないでしょう。これは市から持っていく話なんですよ。

○仲委員長 答弁できますか。

○下村副市長 その包括管理の詳しいことまで私はちょっと理解していないんですけど、いわゆる三重県さんから三木里地区に対して一体的な管理を委託するということですか、条例をつくって。そういうことなんでしょうか。

○中村委員 条例は要らないですし、もう一度法律を読んで勉強して、そして、返事ください。

○濱田商工観光課長 前回の地区会さんとの打合せの中で、県のほうに同様の御質問をされて、そちらのほうの回答は確かに県から出ていないと思いますので、その辺は我々のほうからでも、県の担当部局のほうに確認を入れさせていただきます。

○中村委員 きっと担当は商工観光課ではないと思います。必ず返事ください。

○加藤市長 市でやります。ただ、今は商工観光課に関することが大きいから彼らが事務局で、あなたに言われる筋合いはないですよ。これは市で決めることです。私が決めることなんです。あなたに言われる筋合いはございません。ただ、やっぱり市として住民の皆さんのあれを考えますと、そういう話は分かっていますか

ら、どうやって、さっき申し上げましたように、安全安心に過ごしてもらうためにはどうしたらいいか。しかし、そういうことをやっても、やっぱりいろんな縛りが、我々でいろいろ県に対して要望したりどうこうしたり、縛りがあるんですよ。だから、要するに、そこで落ち着くところで住民の皆さんも歩み寄りをやってくださいと、お互いにやっぱりやっていて、それをきちんとした目的のためにやりましょうということスタートしているわけなんですよ。

ですから、それについて商工観光課長に今事務局としてやらせましたけれども、これは常に、要するに市としてやるべきことですから、それは政策調整課も絡みますし、環境課も絡みますし、市民サービス課も絡みます。みんな絡みながら、これをどうやって三木里地区の住民の方が、要するに、そういう心配事のないような形でどうしたらいいかということを考えながらいろいろやっているわけなんです。これは御理解ください。あなたも、今の政策調整課長だって、防災危機管理課長だって環境課長だって、みんないろいろ、要するに住民の皆さんとの話合いの中で出席させていただいていろんな話を聞いていると。その聞いている話を100%全部あれするにしても、やっぱり相手が県の管理ですから、県との調整というのが非常に難しいような状況になっているというのが今の状況なんです。

ですから、今回先ほど御報告させていただいたように、課題と今後の対応について、この三つのことについては、要するにきちんとした形の中で県とも交渉し、地元住民の方とも話合いしながらやっていこうというような、この方針は私は出しています。

○中村委員　市長、熱くならなくていいですよ、暑いんやからね。

何回も言います。道路協力団体と一緒に、港湾協力団体というのをつくれば包括管理できるんですよ。それで、これの悩みの元をちゃんと法的に解決できる方法があるんですから、それを提案させていただいたにもかかわらず、何も話が進んでなくて、県との調整が、調整がじゃないでしょう。地域住民が本当に困っていることやねんから、法的にこれがちゃんと整備されているんやから、それにのっとして肅々とやっていっていただければいいだけの話なんですよ。

ですから、今後、港湾協力団体ということがどういうものかということをちゃんと調べて、包括でこれが管理できるように、そして、条例の罰則化もひっくるめて、これ、必ず、必ずやってください。そやないと、地域住民、これ絶対に助かりませんので、よろしくお願いします。担当、副市長でお願いしたいと思います。市長、お返事ください。

○仲委員長　　ちょっと待って。包括管理というお話が委員から出たんですけど、私どももその中身は分かりませんもので、一遍、包括管理を調べた上で、そのことで本当に三木里海岸の開設ができる方向に進めるかということも含めて、検討をお願いしたいと思います。

○加藤市長　　ですから、おっしゃっていますように、この件については商工観光課長が答えるべき話ではないわけなんです。これについては県管理の話で、その窓口になるのは建設でございますから、建設と一応きちんとあれしながら、トータルのにやっぱり市としてどういう形で県のほうに問い合わせるなり要望活動するなりということはきちんとやらせていただきたいと思います。と思っています。

○仲委員長　　よろしいですか、中村委員。

○小川委員　　三木里海岸、尾鷲市の地域資源としても活用できないことというのは本当に非常に残念なことだと思うんですけど、現に近隣の人で迷惑がかかっているということで、今後もうすぐに対応してほしいなという気持ちもあります。

それと、この課題と今後の対応の中に火気使用の制限を県条例ですか、あれ、要望していくと書いてありますが、これまで要望されたことはあるのか。それで、県の反応はどうか、ちょっとお聞かせください。

○濱田商工観光課長　　現時点で、今回の委員会での報告に当たって、県の担当の部署に関しては、県の条例の中に、失火の火気使用の厳禁について追加していく要望活動を今後させていただくというお話はさせていただきましたけど、正式にその要望書を出したわけではございません。担当部署にまずは、今後そういう要望活動をさせていただきますということは言わせていただきましたけれども、正式の要望活動はこれからになります。

○小川委員　　その要望活動というか、それはいつ頃出されるんですか。

○濱田商工観光課長　　早急にやらせていただきます。

○仲委員長　　他にございませんか。

○西川委員　　これ、環境課で不法投棄のパトロールって回っていますよね。それに、一応取りあえずごみの不法投棄に入らすとか、あと、監視カメラ設置というのだけでもプレッシャーがかかって、多少は減るんじゃないんでしょうか。それか、もうこれ、三木里の人も頑張って取らんと、もうほらくっておくかね。ほるならほってけ、知らんわ、県の土地やと言うて。そんなんしかないでしょう、これ。きちんとした条例をつくらんことには。それで、罰則をつくらんと、これ切りないですよ。頑張ってやってください。三木里海岸、なくなると、僕らも泳ぎに行きにくく

なるもので。

(発言する者あり)

○西川委員　いや、いや、そういう行為ができんようになりますから。

○加藤市長　西川委員のおっしゃっているのは非常によく分かるんですよ。ですから、罰則規定も僕は必要だと思っているんですよ。しかし、必要だけれども、どうやって罰則規定をつくってといったら、手順がやっぱり物すごいややこしいんですよ。何回言っても県は聞かないんですよ。だから、要するに追加要望活動というのはきちんとした形の中で、具体的に言ったら、市長名でちゃんと県のほうに、これだけ三木里の人が困っているんだ、だから、きちんと罰則規定なり火気使用の制限についてをきちんとあれしてくださいよということは、これはやりますよ。

あとは、さっき言いましたように、商工観光課があれだけど、当然のことながら、環境課でもあるし、防災危機管理課もあるし、政策調整課もあるし、市民サービス課もあるし、こういう形をもう一度きちんとした市の考え方、各三木里地区の住民の方々の要望を聞きながら、それを全部聞くとなったらやっぱりふるいにかけながら、どこまで最低限できるのか、それに対して県との調整をしなきゃならないと思っているんですよ。

だから、それが条例に追加してもらうのか、新たな条例をつくってくれというお願いはしているけれども、県のほうは動きが非常に難しいと。その辺のところも含めて、もう一回やっぱり仕切り直さなきゃならないと思います。これは大事なことは非常に、おっしゃっているように、三木里海岸は三木里海水浴場として開設しながら、やっぱり尾鷲の顔としてやっていかなきゃならないという思いはあります。

だから、その思いをどうやって具現化していくのかということについては、こういう問題を一つ一つ解決しながら、やはり今年は、先ほど商工観光課長が申し上げましたけれども、要は海水浴場を開設するには、現段階では断念せざるを得ないというようなことですので、じゃあ、来年に向けてきちんとした形の中で、要するに交渉相手、あるいは相談しながら調整していったって、きちんとした形で進めていきたいと、そういう思いでおりますので、御理解いただきたいと思います。

○西川委員　あと一つ、新鹿はどうやってやっておるんですかね。あそこは隣ですよ。新鹿の海水浴場は、これ、開設せずという、恥ずかしいこの3番みたいなことを書いておるんですか。そこだけちょっと教えてください。

○仲委員長　新鹿、入っていないやろう。入っておるやん、開設となっておる。

- 濱田商工観光課長　新鹿は、新鹿海岸公園条例の中に、バーベキュー、花火の火気使用を禁止しております。公園条例です。
- 西川委員　それと一緒にことをやればいいんじゃないですか。
- 仲委員長　それは、課長。期間中じゃないん。開設期間中じゃないん。
- 濱田商工観光課長　少しお待ちください。
- 仲委員長　分からなったら不明と言ってもええんやで。
- 濱田商工観光課長　新鹿は、新鹿海岸公園条例なんです。海水浴場としての条例を定めているわけじゃなくて、公園条例として定めておりますので、また、我々が今商工でつくろうとしているような海水浴場向けの期間のものではなくて、公園条例として整備をされております。
- 仲委員長　いろんな方法があるんやな。
- 中村委員　尾鷲はどうして三木里海岸が都市公園として制定されていないのか、お伺いします。
- 仲委員長　答えられる。
- 濱田商工観光課長　すみません、都市公園については、存じ上げておりません。
- 仲委員長　指定されていないということやな、現在はな。
- 濱田商工観光課長　商工というよりは、建設。公園になると思いますので、私の口からはお答えできません。
- 中村委員　都市公園の指定は尾鷲市でするものなんですか。それは三重県でされているんですか。
- 仲委員長　新鹿の場合。分かる。分からんなら分からんと言うて。
- 濱田商工観光課長　勉強不足ですみません。
- 中村委員　必ず調べて、建設課なり商工観光課から返事ください。そして、尾鷲市の三木里が都市公園として制定されていない理由も併せて文章でください。
- 加藤市長　委員がそこまで心配していらっしゃるんですから、いかにしてやっぱり風穴を開けるかという思いはありますから、ですから、これは商工観光課、これが嫌いなんですよ、僕は縦社会というのは。商工観光課はできない。それは建設課の話だと思います。

ただ、三木里の海岸は県が管理されているということは御存じだと思います。それを都市公園化してその都市公園条例というのですかね、それをどうやってつくるのかということは、この手順については私もお答えできませんので、建設課のほうにきちんと確認はします。

○仲委員長　いいですか。さきにも出ました包括管理とか都市公園の関係とか、新たな動きでできそうだとすることであれば、後日、委員会が開かれるときに報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中村委員　もう夏、始まっていて、もう昨日もえらいことになっているんですよ。これ、次回って一体いつですか。期日、1週間以内をお願いします。

○仲委員長　委員会としてはいつでもあれなんですけど、担当課のほうは、調査検討の上、可能かどうかという判断の上で報告してもらわんといと、単なる報告ではまずいものですから。今回については、今期については海水浴場は開始しないという、今日は報告でございますので、御理解ください。

○中村委員　海水浴場を開設せえへんのは全然オーケーなんですよ。そんなことを言っているんじゃないくて、現に住んでいる人たちに迷惑がかかって、これ、バルセロナで、オーバーツーリズムでデモが起きているんですよ、住民がもう人、来るなって。三木里も同じ状態なんですよ。人、来るなという状態なんですよ。それで、それを私たちもあそこは本当にいい観光資源やと思っているんですけども、写真でお見せしたように、ごみ捨て場にされているのが現状なんですよ。国交省でもワンデーレスポンスといって、基本1日で返事が返ってきます。最低1週間もあれば、全てのことについて返事が返ってくるはずなんですよ。これ、もう既に7月でこの条例をつくるかつくれへんかみたいな話が、もう3年も前から地区としてはずっと言い続けているんですけども、一体いつまでこれを待たせる気なのか、教えていただけますか。

○仲委員長　担当課、答えられますか。

（「答えられへんわ」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　答えられる。

（「かわいそうやわ」と呼ぶ者あり）

○加藤市長　ですから、3年もたってもやっぱりこれ、できないということは、結果的に、委員長おっしゃっているように、現状を踏まえて新たな、要するにそれを改変していくとかどうとか、できないと、非常に難しいわけなんですよ、僕も分かっていたんです、これね。その中で、今、包括管理の話とか都市公園の話、新たな切り口でどうやって、やっぱり海水浴場を開設しながら、要するにあそこのところは安全で楽しい海水浴場にするかということを考えなきゃならないし、ですから、この3年、これは三木里地区の方々にはいろんな話を聞きながらそれを解決できないというのは本当に申し訳ないと思っていますよ。でも、やっぱりそこには大きな

壁があるという事実も分かっています。それで、商工観光課でも建設課でも、環境課でも、いろんな対応をそれぞれやりながらでも、やっぱりできなかった。しかし、やっぱりこれについては、西川委員がおっしゃっているように、もったいないんです、海水浴場として開設しないと。ですから、それはやっぱりきちんとした形の中で、いろんな手法も考えて、今の現状からほかの考え方を持って行って、例えばさっきのような話、これをきちんとやっぱり中身をきちんと精査しながら、どういう方法で開設がうまくいくのかということは、宿題として考えさせていただきたいと思っております。

○中村委員　　包括管理も都市公園の指定も、3年前から私、言っているんですよ。でも、それをこの行政常任で今回初めて出してきて、皆さん、さも知らなかったみたいにおっしゃるんですけど、私、ずっとこれ、言い続けているんですよ。さも初めて新しい手法みたいにおっしゃいますけれども、新鹿の手法にしるどこの手法にしる、全国的にこれ、やっていることなんですよ。ですから、今お伺いしたのは、一体いつまで待たせるんですかというのを伺いしたのであって、違う話の答えを聞いているわけじゃなくて、頑張ったという話は別にお答えいただかなくても。

これ、この8月中に最低、2番の駐車スペースの料金の徴収というのは、これはどういう条例をいつつくるといふふうに考えられているんですか。

○濱田商工観光課長　これにつきましては、今の現状は課としての素案ですので、三木里地区の場合であれば、三木里海水浴場の開設期間に限った駐車場、また、もう一つ、オハイのほうも駐車場の問題がありますので、オハイについては、通年を通してお客様が来られていますので、通年条例を、駐車場条例を入れて、そこで得たお金をオハイでの、例えば安全対策であるとかそういうふうなお金に使おうかなというふうに考えております。

実は本年度も、いろんな業者も含めて、三木里海水浴場の実証実験的な料金徴収を実施しようと、実証実験をしながらやってみようかということも業者ともいろいろ相談はしていたものの、やはり県のほうから、きちんと条例とか根拠を制定してからじゃないとそれはしないでほしいというお話もありましたので、それを受けて今回は断念させていただいております。

○中村委員　　オハイは通年ですよ。三木里海岸も通年使われるんですよ。三木里だけ海水浴場開設期間だけ有料にしても、何の意味もないんですよ。三木里海岸が商工観光が扱っている以上、海水浴場開設期間だけって常に決められますけれども、何回も言いますけれども、火事を起こしたのは1月です。そして、キャンパー

は年中来ます。駐車場を夏だけにされても、そんなもん、困るんですよ。

○濱田商工観光課長　商工観光課として当初予算に盛ってありますが、海水浴場の開設に関する予算の範囲でありますので、我々の予算の範囲内で対応できる部分となると、海水浴場の期間に限る禁止条例であったりとか、その多く利用される、要は今まで地区の方たちが清掃協力金であったり、名目で取られていたものが、やはり現状はなかなか一度やめた中では取れないという状況もありますので、きちんと根拠を定めて料金徴収となると、商工観光課としては、やはり海水浴場の開設期間となります。

ただ、中村委員さんがおっしゃるのは通年ということが分かりますので、通年は、ただ期間を限らなければいいだけの話ですので、それは条例のつくり方次第かなと思っております。

○中村委員　その条例はいつつくられるんですか。

○濱田商工観光課長　まだ今、市長、副市長にも、今日この場で初めて言っておりますので、いつということは言えませんが、我々の気持ちといたしましては、年内に定めて次年度から運用させていきたいというふうに考えております。

○仲委員長　よろしいですか。

○中村委員　今年の夏、必ず駐車場の整理に来てくださいね。どういうことになっているのか、無料でフルオープンにしたらどういう状態なのか。ちゃんと執行部として、土日も全部ローテーションを組んで毎回来てください。お願いします。

○仲委員長　現実には開設しなくても、地区に多大な迷惑がかかるというような状況も考えられますもので、定期的な監視体制とか、見回りというか、そういうことはできればお願いしたいと思います。

ただ、できるものとできんものがありますので、そこら辺は判断してもらったらいいいんじゃないですか。何かありましたら。

○加藤市長　ですから、その注意喚起というんですかね、こういったものについてどうすべきなのかというのは、おっしゃるように、パトロールはやっぱり定期的にやります。あとは看板を掲示するなり、いろいろ今の法律の範囲内でできることはやっていきたいと思っております。

○仲委員長　よろしいですか。

○中村委員　最後に、5か国語での禁止を書いてくれるというのはどうなったのかというのと、それと、名柄の一番端にある水飲み場の水を勝手に使って、船を洗って、車を洗って、全部洗って帰って。水道部に三木里海岸の水道料金の提出もお

願います。きっと、１００万を超えていると思うんですけども、盗水がひどい状態なんですよ。それを誰も管理しないということは、尾鷲市の水道料金だけ上げて、そして、よそから来た人が水を盗むのは平気というのは、もうどうしても市民としては納得できない行為やと思いますので、そこについてもしっかりと盗水できないようなシステムにしていきたいと思います。

○加藤市長　名柄の水道なんですね。それで、それを勝手に使っているから、１００万も、それぐらい、何百万って水道料金がかかっているという話ですね。それ、私、初めて聞きますので、それに対しては、しかし、管理としては、名柄の水道なんだから名柄の管理だと思うんですけど、それが要するに、尾鷲市のあれですか。

（「尾鷲市の水道」と呼ぶ者あり）

○加藤市長　じゃ、尾鷲市の水道を名柄のほうで払っているわけでしょう、使うからといって。ちょっとその辺のところが、いろいろ新しいことを聞くことが多いものですから、一回整理しますわ。ですから、要するに、委員がその地区を代表しているんなあれについても、もう一回ちょっと整理した中で、今度はどうやらなきゃならないかという、期間も決めてというようなこともありますし、それは当然、来年度予算にも絡んでくると思いますので、その辺のところは、さっき商工観光課長が言っていましたように、年内にはきちんと整理した形の中でやっていかなきゃならないなと。そのときに、条例改正なりいろんなその包括管理、あるいは都市公園の条例とかそういった話が、ここができるかどうかというのは今後、これから新たにスタートしますので、積極的にちょっと進めていきたいと思っております。

○仲委員長　よろしく願います。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　なければ、一つ、商工観光課のほうから報告がございます。

○濱田商工観光課長　先日なんですけれども、おわせ海・山ツーデーウォーク実行委員会が、第１２回スポーツ振興賞、観光庁長官賞を受賞されました。受賞式は７月１６日に東京ビッグサイトで行われますが、内山裕紀子実行委員長に行ってください。特に今年につきましては、熊野古道２０周年ということで、おわせ海・山ツーデーウォークにつきましても、特別コースを設けたりとか、前日のせっかくウォークを設けたり等して、何とか熊野古道を盛り上げようという取組を進めている中での受賞になりましたので、この場をお借りし報告させていただきます。

○仲委員長　ありがとうございました。

以上で全ての議題は終わりました。

これで本日の行政常任委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。どうも。

(午前 11 時 39 分 閉会)